

記入例（表）

※捨て印は不要

※登録番号		※狩猟免許		※損害の賠償		※放鳥獣猟区の区域の登録		※施行規則第65条第7号、第8号又は第9号の該当者か否かの別		※対象鳥獣捕獲員であるか否かの別	
※整理番号		記入しない		記入しない		記入しない		記入しない		記入しない	
狩猟者登録申請書										写真（縦3.0cm×横2.4cm）を貼ってください。	
岡山県知事 殿											
令和 7 年 〇 月 △ 日											
住 所		〒700-8570 岡山市北区内山下〇-〇-〇								岡山県納付済証	
電話番号		(日中連絡のつく番号) 086-223-〇〇〇〇									
ふりがな		おかやま たろう								※押印は不要	
氏 名		岡 山 太 郎									
生年月日		T・S・H 50年 〇月 △日生				性別		男・女			
下記のとおり狩猟者登録を受けたいので鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第56条の規定により申請します。										1,800円相当の岡山県納付済証を貼ってください。	
記											
(1) 狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類（□にレ印を付す。）、使用する猟具の種類（番号に〇印を付す。）、免許を与えた都道府県知事名、交付年月日及び狩猟免許の番号、所持する免許の種類（□にレ印を付す。第2種銃猟免許に係る登録の場合に限る。）を記入。											
なお、第1種銃猟免許を受けたが空気銃のみを申請する場合は、第2種銃猟免許に係る登録申請をすること（「第2種銃猟免許に係る登録」の□にレ印を付す。）。											
□網猟免許に係る登録		1 網		都道府県知事名		知 事		交 付 年月日		年 月 日	
□わな猟免許に係る登録		2 わ な		知 事		岡山県 知事		年月日		年 月 日	
□第1種銃猟免許に係る登録		3 ライフル銃 4 散 弾 銃 5 空 気 銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)		知 事		岡山県 知事		年月日		年 月 日	
□第2種銃猟免許に係る登録		6 空 気 銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)		所持する免許の種類		□第1種銃猟免許		□第2種銃猟免許		狩猟免許の番号	
				知 事		知 事		交 付 年月日		年 月 日	
								令和5年 〇月△日		第1-〇〇号	

記入例（裏）

※捨て印は不要

(2) 狩猟をしようとする場所					
① 岡山県の区域全部		2 放鳥獣猟区の区域			
(3) 施行規則第65条第1項第7号、第8号又は第9号の該当者であるか否かの別（該当の□にレ印を付する。）					
☐ 第7号（許可捕獲等をした者）に該当 ☐ 第9号（認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者）に該当					
☐ 第8号（許可捕獲等に従事した者）に該当 ☒ いずれにも該当しない					
対象鳥獣捕獲員であるか否かの別（対象鳥獣捕獲員である場合は□にレ印を付し、かつ、対象鳥獣捕獲員として所属している市町村の名称を記載する）					
☒ 対象鳥獣捕獲員		対象鳥獣捕獲員として所属する市町村名			
☐ 対象鳥獣捕獲員でない		(○ ○ 市)			
(4) 免許の効力の停止の有無（有無のいずれかに○印を付し、かつ、有の場合には、その停止の期間を記載すること。）					
免許の効力の停止の有無		1 ☐ 有 2 ☒ 無	停止の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
(5) 猟銃・空気銃所持許可証番号及び交付年月日（第1種猟銃免許又は第2種猟銃免許の場合）					
第1種 銃猟免許	ライフル銃 散弾銃 空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。）	猟銃・空気銃 所持許可証番号	第 7 2 3 4 5 6 7 8 9 0 X 号	交付年月日	R6年○月△日
第2種 銃猟免許	空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。）				
(6) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第67条の要件に関する事項					
共済保険契約	法人名	対象損害	共済保険金額	共済保険期間	
	(一社)大日本猟友会	対 人	4,000万円	R7.11.15～R8.11.14	
損害保険契約	保険会社名	対象損害	保険金額	被保険期間	
資産保有					
(7) 職 業	具体的職業名： 農 業				
① 専門的・技術的職業従事者 ② 管理的職業従事者 ③ 事務従事者 ④ 販売従事者					
⑤ 農林業従事者 ⑥ 漁業従事者 ⑦ 採鉱・採石作業者 ⑧ 運輸・通信従事者					
⑨ 技能工・生産工程作業者 ⑩ 単純労働者 ⑪ 保安職業従事者					
⑫ サービス職業従事者 ⑬ 分類不能の職業 ⑭ 無 職					
(8) 個人情報の取扱いについて					
申請者の個人情報は、狩猟にかかる行政事務の手続き等を効率化し、狩猟者情報として蓄積するため、国が提供する情報システムにて一元管理します。狩猟にかかる行政事務以外の目的で申請者の個人情報を使用することはありませんが、個人情報を国が提供する情報システムで管理することに同意していただくことが必要です。					
個人情報の提供(国が提供する情報システムでの管理)			① ☒ 同意する ② ☐ 同意しない		
(9) 記載上の注意事項					
1 狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類ごとに申請書を提出すること。					
2 文字は、楷書で明瞭に記載すること。					
3 (1)において、ライフル銃を所持している者にあつては、特定ライフル銃（銃腔に腔旋を有する猟銃で腔旋を有する部分が銃腔の長さの半分以下の銃。いわゆるハーフライフル銃）の場合、所持許可証番号の下に、「特定ライフル銃」、「既得所持」（銃刀法改正施行（令和7年3月1日）前に取得の場合）等と記載すること。					
4 (7)は、職業を具体的に記載し、さらに職業分類の該当番号を○で囲むこと。					
5 (8)は、個人情報の取扱いに関する同意の有無の番号に○を付けること。					
6 ※印欄には、申請者は記載しないこと。					